

令和7年度（2025年度）第1回道営住宅募集案内

§1. 申込から入居までの流れ

※子育て世帯向け住宅の詳細は、21頁(1・2)をご参照下さい。

申込受付

受付期間 令和7年5月23日(金)～5月26日(月) ※郵送は期間内必着

受付時間 午前8:45～午後7:00まで

郵送先 〒080-0018 帯広市西8条南13丁目2番地
株式会社エーワンホーム 道営住宅係

- ①申込み資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・§2(2枚目)へ→
- ②入居申込について・・・・・・・・・・・・・・・・・・§4(2枚目)へ→
- ③申込みに必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・§5(3枚目)へ→

抽選会
入居説明会
住戸見学

抽選日時 令和7年5月30日(金) 午前10時から

抽選会場 十勝合同庁舎内 4階 C会議室 (帯広市東3条南3丁目)

- ①申込み件数が募集住戸数を超えた場合、抽選により当選者を決定します。
- ②抽選方法はガラポン抽選です。・・・・・・§13(5枚目)へ→
- ③当選された方には後日、住宅を見学して頂き、最終的に入居するかどうか決定して頂きます。
その後、当社窓口で入居の説明を行います。
- ④抽選結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・§16(9枚目)へ→

書類提出
資格審査

提出期限 令和7年6月5日(木)まで

- ①入居資格審査に必要な書類について、上記提出期限内に提出して頂きます。
- ②入居資格の有無を審査します。

入居の決定

決定日 令和7年6月13日(金)以降

- ①入居の決定後『北海道営住宅入居決定通知』及び、**敷金(家賃の2ヶ月分)**の納入通知書を郵送致します。
- ②敷金は下記納入期限までに納入して下さい。

入居手続

手続期限 令和7年6月24日(火)まで

- ①北海道指定の金融機関で敷金を納付後、領収書を確認させて頂きます。
- ②『納付書領収書(写)』、『北海道営住宅入居請書』をご持参ください。

入居開始

入居可能日 令和7年6月28日(土)

- ①入居許可日より家賃が発生します。
- ②鍵の引渡しは設備等の説明後、『入居許可書』と共に現地にてお渡しします。
- ③入居可能日から10日以内に引越を完了して下さい。

§ 2. 申込み資格

- ①住宅に困窮している方（持ち家のある方は原則として申込みできません）
※現在公営住宅に入居している方・・・§3（2枚目）へ →
- ②収入基準の範囲内である方・・・§6（3枚目）へ →
一般階層・・・政令月収 158,000円以下の世帯
裁量階層・・・政令月収 214,000円以下の世帯
- ③入居を予定する世帯員に暴力団員がいないこと。かつ、警察への照会について同意すること。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・§8（4枚目）へ →
- ④入居を予定する世帯員に道営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金等がないこと。
- ⑤入居申込みの時点で成年に達していること。（未成年者が婚姻したときは成年とみなします）

§ 3. 現在公営住宅にお住まいの方の申込み資格

現在、公営住宅に入居中の方が道営住宅に申込み可能な要件は次のとおりです。

- ①特定目的住宅に入居するための要件を満たしている方が、特定目的住宅に入居を希望する場合。
ただし、現在入居中の住宅が特定目的住宅の場合は除きます。
- ②浴室のない公営住宅の入居者が、浴室のある道営住宅に入居を希望する場合。
- ③入居者又は同居者が、疾病等により現在入居中の公営住宅から遠方の医療機関に通院（6ヶ月程度以上）しなければならない場合で、当該医療機関により近い道営住宅に入居を希望する場合。
- ④入居者又は同居者の親、祖父母、子、孫の居住地から最も近い（概ね2km以内）道営住宅に入居を希望する場合。
- ⑤入居者又は同居者の入居後の転勤等により、現在入居中の公営住宅の市町村以外の道営住宅に入居を希望する場合。（生計を維持する上で転居がやむを得ないと認められる場合に限り）
- ⑥入居を予定する世帯員数と現在入居中の公営住宅の間取りに応じて、下表に掲げる間取りの道営住宅に入居を希望する場合。

同居者数	現在入居中の公営住宅の間取り	入居を希望する道営住宅の間取り
2人以上	3 DK 以下	3 LDK
4人以上	3 DK 以下	3 LDK 以上
	3 LDK	4 DK 以上
1人以下	3 LDK 以上	3 DK 以下

§ 4. 郵送またはインターネットを使った電子申請による入居申込みについて

入居申込みにあたっては、原則持参受付としておりますが、申込みをしようとする道営住宅所在地に居住していないことや持参することが困難な事情がある場合は、郵送による申込みを受付けます。

※郵送での申込は5月26日必着（26日の19：00までに届いていること）

なお、郵送による申込みについては、次のことに留意してください。

- ①申込書類に不備があった場合は受付できませんので、記入漏れ・誤記・添付書類の不足等がないよう、提出時に再度内容をご確認ください。
- ②申込書類に不備がある場合には、記載内容を確認するため、電話によりお問い合わせをされるとともに、内容によっては、受付会場に来ていただく場合がありますのでご確認ください。
- ③受付完了後に抽選カードを送付しますので、返信用封筒（住所・氏名・切手貼付のもの）を同封してください。
- ④申込書類の不備についての訂正等の補完手続きが受付期間内に終了しない場合は受付できませんので、ご注意願います。
- ⑤電子申請による受付も行います。なお、電子申請で申込みされる場合は不備があると当選されても取消となってしまうのでご注意ください。

【<https://www.harp.lg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome>】に直接アクセスしていただくか
【北海道電子自治】で検索して下さい。

電子申請は、5月23日9：00から5月26日17：00までの受付となっております。

§5. 申込みに必要なもの

- ①北海道営住宅入居申込書（12枚目に申込書、13枚目に記入例があります。）
- ②入居される方全員の住所・氏名・生年月日・続柄など関係が確認できるもの
 - ※住民票（記載事項が省略されていないもので、マイナンバー【個人番号】は記載がないもの）や健康保険証等（続柄など関係が確認できるもの）
 - ※免許証では確認できません。保険証は原本を確認させていただきます。
 - ※保険証の写しを郵送で送る際は、当該写しの保険者番号及び被保険者記号・番号等にマスキングを施してください。
- ③世帯全員の収入を証明する書類・・・§7（4枚目）へ →
- ④世帯の状況により、必要な書類があります。
 - ※障がいの方が世帯内にいる場合は、そのことを証明する書類（障害者手帳等）
 - ※母子（父子）世帯および単身者の方は、戸籍謄本（世帯構成が確認できるもの）
 - ※DV被害者の方は、婦人相談所長の証明書又は裁判所の保護命令決定書
 - ※犯罪被害者等の方は、犯罪被害者等であることの申立書
 - ※これから結婚される方は、婚約関係を証明する書類（第三者による証明が必要です。書類はエーワンホームにあります。ただし入居可能日から3ヶ月以内に入籍することが条件となります。）
 - ※離婚予定である方は、離婚を証明する書類。ただし入居可能日までに離婚していることが条件となります。（調停中であれば裁判所又は弁護士が証明したものに限り。証明するものがなければ、離婚する相手方も同居するものと見なし、所得の確認も必要となります。）
 - ※同性カップルの方は、官公庁が発行するパートナーシップ関係であることを証明する書類
- ⑤北海道営住宅抽選カード（初めて申込む方には受付時に交付します。）

§6. 収入基準について

原則として、政令月収が158,000円以下の世帯が申込み可能です。

①収入基準の年収換算表

この表は、収入を得ている方が1人の場合で（給与所得者）、特別控除が無い世帯の例です。詳細は§15（7枚目）を参照してください。

政令月収		同居及び別居扶養親族数		年間税込み総収入（単位：円）					
				0人	1人	2人	3人	4人	5人
入居収入基準	一般階層	158,000 以下	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下	
	裁量階層	214,000 以下	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下	

②裁量階層について

次の条件に該当する場合は、入居資格が原則で政令月収158,000円までのところを、裁量階層として政令月収214,000円まで拡大されています。裁量階層とは以下の要件に該当する世帯です。

- (1)入居申込者又は同居しようとする方に、障害者基本法第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当する方がいる場合。
 - ㊦身体障害：身体障害者手帳に記載された障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級である場合。
 - ㊧精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する、1級又は2級である場合。
 - ㊨知的障害：上記精神障害と同程度の場合。（重度又は中度の知的障害者と判定された方）
- (2)入居申込者本人が60歳以上で、かつ、同居しようとする方のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の場合。
- (3)入居申込者又は同居しようとする方に、戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載された障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3第1款症の方がいる場合。
- (4)入居申込者又は同居しようとする方に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている方がいる場合。
- (5)入居申込者又は同居しようとする方に、海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる場合。
- (6)入居申込者又は同居しようとする方に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる場合。
- (7)同居者に小学校を卒業するまでの者がいる世帯。
- (8)多子世帯。（18歳未満の子が3名以上同居している世帯）
- (9)新婚世帯。（結婚して2年以内で、かつ2人の年齢の合計が70歳以下の夫婦の世帯）

§7. 収入を証明する書類

申込みの際、世帯全員の収入を確認します。**今現在の収入**（就職が決定している場合も含む）について、下表の区分に応じ、該当する書類を提出してください。なお、当選した場合は該当する書類（源泉徴収票・年金通知ハガキ等についてはコピー）を提出して頂きます。

所得の種類	必要な書類（世帯全員分。該当する区分全てにつき、いずれか一つ提出）
給与所得者 （パート・アルバイトも含む）	給与証明書（直近の12ヶ月分）を提出してください。 ※お勤め先が令和6年1月1日から現在まで変わらなければ、 令和6年分の源泉徴収票を提出してください。 ※複数働いている方は、全部の証明書を提出して下さい。
事業所得者	事業収入申告明細書（直近の12ヶ月分）を提出してください。用紙は当社にあります。 ※令和6年1月1日から現在まで事業に変更がなければ、 令和6年分の確定申告書控えを提出してください。
年金所得者	直近の年金支払通知書・年金改定通知書のいずれか一つ。
生活保護受給者	生活保護受給証明書、生活保護決定通知書のいずれか一つ。
無職の場合	無職無収入申出書（用紙は16枚目にあります）

§8. 暴力団員の入居の制限等について

- ①新たに入居しようとする世帯のうち、いずれかが暴力団員である場合は入居できません。
- ②入居後、新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居は認めません。
- ③入居名義人の死亡等により同居者が入居の権利等を承継する際に、新たに入居名義人になる者又はその同居者（同居しようとする者を含む。）が暴力団員である場合は、承継は認めません。
- ④新たに駐車場を使用しようとするとき、世帯のうちいずれかが暴力団員である場合は、使用できません。
- ⑤入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡しを求める勧告を行い、この勧告に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。
- ⑥入居予定者等が暴力団員であるかどうかを北海道警察本部長に照会します。ただし、「女子」、「18歳未満又は70歳以上の男子」、「外国人」は除きます。
- ⑦北海道警察本部長は、北海道知事に対し必要な情報を提供可能です。

§9. 申込みにあたっての注意事項

- ①申込みは、1世帯1戸に限ります。複数申込みが判明した場合は失格となります。
- ②申込書その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は失格となります。
- ③持ち家のある方は原則として申込みできませんが、売却や競売、差し押さえ等、特別な事情のある方については申込み可能です。（申込みの際、媒介契約書や売買契約書、裁判所又は弁護士による証明書等が必要です。）
- ④申込み時点で就職している方は、退職予定であっても収入の算定対象となります。
- ⑤現在公営住宅に住んでいる方は、証明するもの（認定通知書・診断書・住民票等）が必要となります。

§ 1 0. 家賃等について

- ①敷金は入居時家賃の2ヶ月分です。
- ②家賃は住戸毎に世帯の収入に応じて決定します。
- ③家賃は毎年4月、定期に変更する他、世帯に異動が生じた場合や収入に変動が生じた場合にはその都度変更する場合があります。いずれの場合も家賃算定に係る申告をして頂きます。
- ④駐車場が整備されている団地については、家賃とは別に駐車場使用料を徴収します。駐車場使用料については11枚目の『募集住宅一覧表』にて確認ください。
- ⑤一部の団地を除き、浴槽・風呂釜及び給湯器等については、ガス会社からのリース又は買取となります。詳細については18～20枚目の『設備一覧表』にて確認ください。（ガス会社と契約）
- ⑥団地共通経費。詳細については§12-②（5枚目）をご確認ください。（自治会で徴収）
- ⑦電気、水道、ガス、灯油、電話等については、各事業者と直接ご契約ください。

§ 1 1. 駐車場について

- ①駐車場は原則、1住戸につき1台駐車することができます。2台目以降の車については、空きがある場合、団地によっては駐車可能な場合があるのでお問い合わせください。空きが無い場合は別途月極駐車場等を確保してください。
- ②原則として、入居者又は同居者名義の車両以外は駐車できません。
- ③駐車可能な車両の大きさは、長さ480cm、車幅180cmまでです。

§ 1 2. その他注意事項

- ①団地内では犬猫等、動物の飼育はできません。
- ②団地共用部の維持管理は入居者の皆様が行うため、各団地毎の自治会活動に参加頂きます。維持管理の内容は、共用部電気代の負担、消耗品購入費、排水管・排水ますの清掃、共用廊下・階段の清掃、敷地内の草刈り、除雪等です。

§ 1 3. 入居者の決定方法

募集区分ごとの申込み件数が募集住戸数以内の場合は、申込みした方が入居資格審査のうえ入居者に決定しますが、申込み件数が募集住戸数を超えた場合は抽選により当選者を決定します。

- ①申込み受付時、募集区分ごとに、申込みした順に抽選番号を発行します。抽選番号は申込みした方に対し原則1番号付与されますが、当選率引き上げ条件（後述§14）に該当する方には複数番号が付与されます。
- ②抽選番号は受付時に発行する『北海道営住宅抽選カード』に記載します。当選した場合は『北海道営住宅抽選カード』にて抽選番号を確認するので、大切に保管してください。（再交付は不可）
- ③抽選は公開抽選ですが、必ずしも出席する必要はありません。
- ④抽選に使用する抽選器は『ガラポン』です。
- ⑤抽選は募集区分ごとに行います。募集区分ごとに確定した、応募件数（抽選番号）分の数字が記載された玉をガラポンに入れ、最初に出た玉の数字と一致する抽選番号をお持ちの方が当選となります。抽選は応募件数の少ない順に行います。これは順次、玉数を増やしていくためです。
- ⑥募集区分に募集住戸が複数ある場合は募集住戸数分の抽選を行います。この場合、抽選会に出席している方で、なおかつ当選順番が早い方が優先的に希望の住戸を指定できます。
- ⑦当選した方が辞退した場合に備え、補欠当選者を数名抽選します。補欠当選者は抽選された順番に繰り上げ当選者候補となります。なお、補欠当選者は入居者が決定した時点で無効となります。

§14. 当選率の引き上げについて

複数年度連続して落選されている方や、北海道が「特に居住の安定を図る必要がある」と定めた方は、抽選番号を複数付与され当選率引き上げの優遇措置を受けることができます。

①複数年度連続して落選していて、申込み時に『北海道営住宅抽選カード』を持参している方。

(1)連続落選の年数に応じて抽選番号を増やします。

(初年1つ→1年落選2つ→2年落選3つ→3年落選4つ・・・以降1年1つずつ追加)

(2)1年度内に2回以上落選しても1年と数えます。

(3)1年度内に一度も申込が無かった場合、次年度は初年の申込者と同じ(抽選番号1つ)です。

(4)『北海道営住宅抽選カード』を紛失された場合も初年の申込者と同じ(抽選番号1つ)です。

②下表の条件のいずれかに該当する方は、該当する区分に応じて抽選番号を増やします(一般住宅のみ)

(1)該当項目ごとに1つ抽選番号が追加されます。ただし「母子(父子)世帯」「子育て世帯」「大家族世帯」のどれかに該当する方は、さらに1つ抽選番号が追加されます。

(2)同時に2以上の区分に該当する場合は、該当項目ごとにそれぞれ1つずつ抽選番号が追加されます。

例 ・「高齢者」に該当→1つ抽選番号追加

・「高齢者」と「障がい者」に該当→2つ抽選番号追加

・「母子(父子)世帯」に該当→2つ抽選番号追加

・「母子(父子)世帯」と「子育て世帯」に該当→3つ抽選番号追加

区 分	対 象 と な る 条 件	添 付 書 類
高 齢 者	<ul style="list-style-type: none"> 入居申込者が60歳以上で同居する方がいない。 入居申込者が60歳以上であり、同居する方が60歳以上又は18歳未満である。 入居申込者又は同居する方のいずれかが60歳以上であり、同居する方が入居申込者の配偶者のみ又は配偶者と18歳未満のみである。 	住民票謄本
海 外 引 揚 者	<ul style="list-style-type: none"> 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない。 	道援護事務主管課長の証明書
障 が い 者	<ul style="list-style-type: none"> 入居申込者又は同居する方に身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの方がいる。 入居申込者又は同居する方に精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級の方がいる。 入居申込者又は同居する方に重度又は中度の知的障害者(児)と判定された方がいる。(上記精神障害と同程度の場合) 入居申込者又は同居する方に戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3第1款症の方がいる。 	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、道の福祉主管課長又は市町村長若しくは道又は市町村の福祉事務所の長の証明書
母 子 (父 子) 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> 扶養している20歳未満の子と同居する母子(父子)世帯。 	戸籍謄本
子 育 て 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> 中学校就学の始期に達するまでの方と同居する。 	住民票謄本
多 家 族 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> 4名以上の方と同居する(5人以上の世帯)。 3名以上の18歳未満の方と同居する。 	住民票謄本
D V 被 害 者	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、北海道営住宅条例施行規則第8条の2第1項12のアからウまでのいずれかに該当する。 ア、配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ、配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していないもの ウ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 	婦人相談所長の証明書 裁判所の保護命令決定書
犯 罪 被 害 者	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、北海道営住宅条例施行規則第8条の2第1項13のアからイまでのいずれかに該当する。 	犯罪被害者であることの申立書
新 婚 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> 入居者及び配偶者の年齢が合計70才以下であり、かつ、婚姻の届出の日から2年以内の方。 	戸籍謄本 婚約関係については証明する書面
転 入 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> 申し込む団地の所在する市町と現に居住している市町村が異なる方。 	住民票謄本

③上記①及び②のいずれにも該当する場合は、①と②それぞれの抽選番号を合算します。

§15. 政令月収と収入基準について

①収入（政令月収）について

- (1)収入のある方が2人以上いる場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。
 (2)1人につき、複数の所得がある場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。

②所得の求め方

(1)給与所得者の所得の求め方

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0円～ 550,999円	年間総所得金額 = 0円	
551,000円～1,618,999円	年間税込総収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	年間総所得金額 = 1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	年間総所得金額 = 1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	年間総所得金額 = 1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	年間総所得金額 = 1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	年間税込総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4000を掛け戻して得た額を右のAとする。	$A \times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000円～3,599,999円		$A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円～6,599,999円		$A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円～8,499,999円	年間税込総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	
8,500,000円～※	年間税込総収入金額 - 1,950,000円	

注1) 2ヶ所以上から給与を受けている方は、給与年収を合算してから所得金額を計算します。

※給与等の収入が850万円を超える方で、特別障害者に該当する方又は23歳未満の扶養親族を有する方若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方の『給与所得の金額』

→ 給与等の収入金額（給与等の収入額が1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する額を（1）で求めた給与所得の金額から控除した額を『給与所得の金額』とします。

【租税特別措置法41条の3の3第1項】

(2)年金所得者の所得の求め方（遺族、障害年金の所得は0円です）

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,100,000円	年間総所得金額 = 0円
	1,100,001円～3,299,999円	年間税込総受給額 - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額 $\times 0.75 - 275,000$ 円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額 $\times 0.85 - 685,000$ 円
	7,700,000円～	年間税込総受給額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
65歳未満	0円～ 600,000円	年間総所得金額 = 0円
	600,001円～1,299,999円	年間税込総受給額 - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額 $\times 0.75 - 275,000$ 円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額 $\times 0.85 - 685,000$ 円
	7,700,000円～	年間税込総受給額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円

注1) 公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円以下の場合です。

注2) 年齢は申込日現在によります。

注3) 複数の年金を受給している方は、年金年収を合算してから所得金額を計算します。

給与所得と年金所得の双方の所得（合計金額10万円超）がある方の『給与所得の金額』

（1）で求めた給与所得の金額（10万円を超える場合は10万円）と（2）で求めた年金所得の金額（10万円を超える場合は10万円）の合計金額から10万円を引いた残額を（1）で算定した金額から控除し、その額を『給与所得の金額』とします。 《租税特別措置法第41条の3の3第2項》

(3)事業所得者等の所得の求め方

税務署で決定された所得金額（収入金額 - 必要経費）

③控除対象者・控除額について

政令月収を計算するときは、世帯全員の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

区 分	控 除 を 受 け ら れ る 方	控 除 額	
1 基礎控除振替 (給与所得者、 公的年金等所得者)	本人又は同居者のうち、給与所得又は年金所得を有する方 (ただし、給与所得と年金所得の双方の所得がある方については、その合計金額から10万円(合計金額が10万円未満の場合はその額)の控除となります。)	10万円まで (所得金額10万円 未満のときはその額)	
2 親族	同居者	38万円	
	別居扶養親族		道営住宅には入居しないが、所得税法上の扶養親族である方
特 別	3 老人扶養親族 4 同一生計配偶者が 70歳以上の者	10万円	
	5 寡婦	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ①『夫と離婚した後婚姻していない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方 ②『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額が500万円以下の方	27万円まで (所得金額から「1」 を控除した後の残額 が27万円未満 のときはその額)
	6 ひとり親	本人又は同居者のうち、次に該当する方 『現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	35万円まで (所得金額から「1」 を控除した後の残額 が35万円未満 のときはその額)
	7 障害者 8 特別障害者	本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方 ①心神喪失の常況にある方は特別障害者となります。 ②精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち1級の方は特別障害者となります。 ④身体障害者手帳の交付を受けている方。このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までの方は特別障害者となります。 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。 ⑧65歳以上で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります。	障害者 27万円 特別障害者 40万円
9 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族(配偶者は除く)	25万円	

(注1) 上記は、控除対象者1人あたりの控除額

(注2) 特別控除(3、5～8)は所得税法上認定された方であることが必要です。

(注3) 特別控除の年齢要件については基準日があります。

④政令月収と収入基準について

政令月収に応じて次の8通りの収入基準に分類されます。

収入基準	政 令 月 収
I	0円～104,000円
II	104,001円～123,000円
III	123,001円～139,000円
IV	139,001円～158,000円
V	158,001円～186,000円
VI	186,001円～214,000円
VII	214,001円～259,000円
VIII	259,001円～

原則階層はIVまでです。↑

裁量階層はVIまでです。↑

⑤計算例

(1)家族構成

本人（39歳）会社員	年間税込総収入4,192,500円
妻（38歳）無職	
母（66歳）年金有（非扶養）	年間税込総受給額1,587,200円
子（16歳）高校生（別居扶養）	特別控除に該当

(2)所得の計算

本人給与収入	4,192,500円
$4,192,500円 \div 4,000 = 1,048.125 \rightarrow 1,048 \times 4,000 = 4,192,000円$	
$4,192,000円 \times 0.8 - 440,000円 = 2,913,600円$ （年間総所得金額）	
母年金受給額（65歳以上）	1,587,200円
$1,587,200円 - 1,100,000円 = 487,200円$ （年間総所得金額）	

(3)収入（政令月収）の計算

$$\{(2,913,600円 + 487,200円) - (2人 \times 100,000円) - (3人 \times 380,000円) - 250,000円\} \div 12ヶ月 = 150,900円 \text{（政令月収）}$$

よって収入基準は（IV）階層である。

§16. 抽選結果について

- ①抽選結果については、抽選日から7日間、株式会社エーワンホームの店頭掲示板に掲示するほか、抽選日の翌日からHPでもご覧いただけます。
- ②抽選結果については、抽選日から2日以内に当選者の方へ連絡いたしますが、**落選者の方へは連絡いたしませんので、ご了解願います。**
- ③**抽選結果について、電話でのお問い合わせはご遠慮下さいますようお願い致します。**

§17. 募集区分について

- ①一般世帯向け
 - (1)現に同居し、又は同居しようとする者がいること
- ②単身者向け

入居者が次のいずれかに該当し、かつ、入居する方が1人であること（学生は除き、申込者本人に、戸籍上の配偶者がいないこと及び同居者が居ない方で、自立して生活を営むことができること）

 - (1)60歳以上の者
 - (2)以下に掲げる障害者で障害者手帳の交付を受けた方
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までに該当する方
 - イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の1級から3級に該当する方
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する方
 - (3)生活保護受給者
 - (4)戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載された障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3第1款症の方
 - (5)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた方
 - (6)海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
 - (7)ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
 - (8)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当する方（DV被害者）
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- ③高齢者等世帯向け ※次のいずれかに該当する方
 - (1)入居申込者が60歳以上であり、かつ、同居しようとする方がいて、その方が60歳以上又は18歳未満であること
 - (2)入居申込者又は同居しようとする方のいずれかが60歳以上の方であり、同居しようとする方が入居申込者の配偶者のみであり、又は配偶者と18歳未満の方のみであること
 - (3)入居申込者又は同居しようとする方に以下に掲げる障害者で障害者手帳の交付を受けた方がいること
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までに該当する方
 - イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の1級から2級に該当する方
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する方
 - (4)入居申込者又は同居しようとする方に上記"②単身者向け"の(4)~(7)のいずれかに該当する方がいること
- ④大家族世帯向け

同居者が4名以上いること又は18歳未満の同居者が3名以上いること
- ⑤母子世帯及び父子世帯向け

入居者が次のいずれかに該当し、かつ、同居者に現に扶養している20歳未満の子がいること

 - (1)寡婦
 - (2)配偶者と死別し、又は離別した男子であって現に婚姻をしていないもの
 - (3)配偶者の生死が明らかでない男子
 - (4)配偶者から遺棄されている男子
 - (5)配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない男子
 - (6)配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、かつ、長期にわたって入院している男子
 - (7)配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子
 - (8)婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの
- ⑥小学生以下同居世帯向け

同居者に小学校卒業に達するまでの者がいること
- ⑦子育て世帯向け(期限付入居)

現に同居し、又は同居しようとする小学校就学前の子がいること

§18. 募集住戸

募集住戸は、次ページ『募集住宅一覧表』に掲げます。
今回は一般世帯向け・単身者向け・高齢者等世帯向け・大家族世帯向け・母子世帯及び父子世帯向け・小学生以下同居世帯向け・子育て世帯向けの住戸を募集します。

次回の募集は、8月に予定しております。

募集住宅一覧表

○一般世帯向け【一般住宅】(30戸)

受付 番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積 (㎡)	棟 番号	室 番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備 考
									I	II	III	IV	V	VI	(1台)	(2台)	
1	緑西	帯広市西16条南4丁目8番23	昭和62年	3LDK	中耐5	65.7	6	224	17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200	3,940	なし	
2	大空2	帯広市大空町9丁目1番地3	昭和50年	2LDK	中耐4	64.2	丘31	201	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	3,130	要確認	平成15年全面改善
						64.2	丘31	301	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	3,130	要確認	平成15年全面改善
3	大空2	帯広市大空町9丁目1番地3	昭和50年	3LDK	中耐4	68.6	丘31	402	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	3,130	要確認	平成15年全面改善
		帯広市大空町9丁目1番地2	昭和51年			68.1	丘32	402	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	3,130	要確認	平成16年全面改善
4	緑ヶ丘	帯広市西15条南17丁目2番地48	昭和59年	3LDK	中耐5	68.3	1	413	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600	4,010	要確認	
						66.6	1	526	16,700	19,200	22,000	24,800	28,400	32,800	4,010	要確認	
5	新緑	帯広市西21条南4丁目14番地	昭和61年	3LDK	中耐5	77.9	1	403	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	4,140	要確認	
			78.3			1	504	20,700	23,900	27,400	30,900	35,300	40,700	4,140	要確認		
			昭和63年		中耐4	78.3	4	402	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900	4,140	要確認	
						78.3	4	403	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900	4,140	要確認	
6	新緑第2	帯広市西23条南3丁目31番地2	平成1年	3LDK	中耐3	77.0	1	206	20,600	23,800	27,300	30,700	35,100	40,600	3,550	要確認	
			77.4			3	305	20,600	23,700	27,100	30,600	35,000	40,400	3,550	要確認		
			平成5年			73.5	9	201	20,300	23,500	26,900	30,300	34,600	39,900	3,550	要確認	
						74.0	9	304	20,300	23,400	26,800	30,200	34,500	39,800	3,550	要確認	
7	大空	帯広市大空町1丁目3番地	平成13年	3LDK	中耐3	73.7	1	204	22,400	25,900	29,600	33,400	38,100	44,000	3,130	要確認	
		帯広市大空町1丁目2番地1				73.2	3	301	22,000	25,500	29,100	32,800	37,500	43,300	3,130	要確認	
		帯広市大空町1丁目1番地1	平成14年			73.7	6	202	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	3,130	要確認	
						73.7	6	204	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	3,130	要確認	
						73.7	6	207	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	3,130	要確認	

募 集 住 宅 一 覧 表

○一般世帯向け【一般住宅】(30戸)

受付 番号	団 地 名	所 在 地	建設年度	型 式	構 造	面積 (㎡)	棟 番号	室 番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐 車 場		備 考
									I	II	III	IV	V	VI	(1台)	(2台)	
8	柏林台中	帯広市柏林台中町1丁目3番2	平成19年	2LDK	中耐5	58.5	A	106	18,300	21,100	24,200	27,300	31,200	36,000	3,680	なし	
9	あかしゃ南	幕別町札内あかしゃ町47番地3	昭和54年	2LDK	中耐4	63.9	6	303	19,100	22,100	25,200	28,500	32,500	37,500	3,370	要確認	平成23年全面改善
10	あかしゃ南	幕別町札内あかしゃ町47番地42	昭和53年	3LDK	中耐4	72.0	5	404	21,400	24,700	28,200	31,800	36,400	42,000	3,370	要確認	平成23年全面改善
		幕別町札内あかしゃ町47番地3	昭和54年			74.0	6	401	22,100	25,500	29,200	33,000	37,700	43,500	3,370	要確認	平成23年全面改善
11	若草	幕別町札内若草町540番地18	平成10年	3LDK	中耐3	71.5	1	303	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,600	3,370	要確認	
		幕別町札内若草町540番地24	平成11年			71.3	4	201	21,400	24,700	28,300	31,900	36,400	42,100	3,370	要確認	
		幕別町札内若草町540番地25	平成12年			71.3	5	303	21,300	24,600	28,100	31,700	36,300	41,900	3,370	要確認	
12	とかち野	幕別町札内文京町25番地55	平成18年	2LDK	耐火2	58.5	1	113	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200	3,280	なし	
13	とかち野	幕別町札内文京町25番地55	平成19年	3LDK	耐火2	71.7	1	115	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,300	3,280	なし	
14	あおば	幕別町札内青葉町185番10	平成25年	2DK	木造平屋	61.2	1	3	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500	3,280	なし	

○単身者向け【一般住宅】(8戸)

※単身者向けは、60歳以上又は障害者・生活保護受給者・DV被害者であるなど申込に一定の条件があります。

受付 番号	団 地 名	所 在 地	建設年度	型 式	構 造	面積 (㎡)	棟 番号	室 番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐 車 場		備 考
									I	II	III	IV	V	VI	(1台)	(2台)	
15	大空2	帯広市大空町9丁目1番地3	昭和50年	2LDK	中耐4	64.2	丘31	401	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	3,130	要確認	平成15年全面改善
16	緑ヶ丘	帯広市西15条南17丁目2番地48	昭和59年	2LDK	中耐4	65.9	2	213	16,800	19,400	22,200	25,100	28,600	33,000	4,010	要確認	告知事項有
17	新緑	帯広市西21条南4丁目14番地	昭和63年	3LDK	中耐4	77.9	4	302	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	4,140	要確認	
18	新緑第2	帯広市西23条南3丁目31番地2	平成1年	3LDK	中耐3	77.0	3	203	20,600	23,800	27,300	30,700	35,100	40,600	3,550	要確認	
19	あかしゃ南	幕別町札内あかしゃ町47番地38	昭和50年	2DK	中耐4	54.5	1	406	15,800	18,200	20,800	23,500	26,800	31,000	3,370	要確認	平成20年全面改善
20	若草	幕別町札内若草町540番地25	平成12年	2LDK	中耐3	59.9	5	201	18,100	20,800	23,800	26,900	30,700	35,500	3,370	要確認	
		幕別町札内若草町540番地25				59.9	5	306	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200	3,370	要確認	
		幕別町札内若草町540番地26				59.9	6	306	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200	3,370	要確認	

募 集 住 宅 一 覧 表

○高齢者等世帯向け【特目住宅】(2戸) ※高齢者等世帯向けは、障害の程度が1級から4級までの障害者である場合なども申込みできます。

受付 番号	団 地 名	所 在 地	建設年度	型 式	構 造	面積 (㎡)	棟 番号	室 番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐 車 場		備 考
									I	II	III	IV	V	VI	(1台)	(2台)	
21	緑西	帯広市西16条南4丁目8番20	昭和61年	4LDK	中耐5	79.9	5	112	20,900	24,100	27,600	31,100	35,600	41,000	3,940	なし	
22	若草	幕別町札内若草町540番地24	平成11年	3LDK	中耐3	71.4	4	104	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	3,370	要確認	

○大家族世帯向け【特目住宅】(1戸) ※大家族世帯向けは、同居者が4名以上いる又は18歳未満の同居者が3名以上いる世帯が申込みできます。

受付 番号	団 地 名	所 在 地	建設年度	型 式	構 造	面積 (㎡)	棟 番号	室 番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐 車 場		備 考
									I	II	III	IV	V	VI	(1台)	(2台)	
23	緑西	帯広市西16条南4丁目8番20	昭和61年	4LDK	中耐5	77.3	5	223	20,200	23,300	26,700	30,100	34,400	39,700	3,940	なし	

○母子世帯及び父子世帯向け【特目住宅】(2戸)

受付 番号	団 地 名	所 在 地	建設年度	型 式	構 造	面積 (㎡)	棟 番号	室 番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐 車 場		備 考
									I	II	III	IV	V	VI	(1台)	(2台)	
24	大空2	帯広市大空町9丁目1番地1	昭和52年	2LDK	中耐4	68.8	丘35	301	18,100	21,000	24,000	27,000	30,900	35,700	3,130	要確認	平成17年全面改善
25	あかしや南	幕別町札内あかしや町47番地3	昭和54年	2LDK	中耐4	63.9	6	103	19,100	22,100	25,200	28,500	32,500	37,500	3,370	要確認	平成23年全面改善

○小学生以下同居世帯向け【特目住宅】(6戸)

受付 番号	団 地 名	所 在 地	建設年度	型 式	構 造	面積 (㎡)	棟 番号	室 番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐 車 場		備 考
									I	II	III	IV	V	VI	(1台)	(2台)	
26	大空2	帯広市大空町9丁目1番地1	昭和52年	3LDK	中耐4	71.7	丘35	102	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,200	3,130	要確認	平成17年全面改善
27	新緑	帯広市西21条南4丁目14番地	昭和63年	3LDK	中耐4	77.9	4	306	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	4,140	要確認	
28	新緑第2	帯広市西23条南3丁目31番地2	平成1年	3LDK	中耐3	77.0	1	203	20,600	23,800	27,300	30,700	35,100	40,600	3,550	要確認	
29	大空	帯広市大空町1丁目3番地	平成13年	3LDK	中耐3	73.7	2	104	22,400	25,900	29,600	33,400	38,100	44,000	3,130	要確認	
30	あかしや南	幕別町札内あかしや町47番地38	昭和50年	2LDK	中耐4	65.0	1	205	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	36,900	3,370	要確認	平成20年全面改善
31	若草	幕別町札内若草町540番地18	平成10年	3LDK	中耐3	71.5	2	202	21,400	24,700	28,200	31,800	36,400	42,000	3,370	要確認	

○子育て世帯向け【期限付入居】(2戸) ※子育て世帯向け住宅は、現に同居し、又は同居しようとする小学校就学前の子がいる世帯が申込できます。

受付 番号	団 地 名	所 在 地	建設年度	型 式	構 造	面積 (㎡)	棟 番号	室 番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐 車 場		備 考
									I	II	III	IV	V	VI	(1台)	(2台)	
32	あおば	幕別町札内青葉町185番10	平成25年	2LDK	木造平屋	71.2	1	4	21,000	24,300	27,800	31,300	35,800	41,300	3,280	なし	
						71.2	2	5	21,000	24,300	27,800	31,300	35,800	41,300	3,280	なし	

抽選番号

北海道営住宅入居申込書								
申込者	〒 現住所					(ふりがな)	氏名	
	本籍地(国籍)							
	電話(自宅) (会社等)							
道営住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職業	
	入居者	本人	. .			.		
	同居する者	(ふりがな)		. .			.	
		(ふりがな)		. .			.	
		(ふりがな)		. .			.	
		(ふりがな)		. .			.	
	別居扶養親族	(ふりがな)		. .			.	/
(ふりがな)			. .			.	/	
希望の団地等	住宅区分	一般住宅又は特定目的住宅 ・ 子育て世帯向け住宅						
	団地・地区名		間取り		階数			
	特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅		特殊事情			
	摘要							

注 太枠の部分に記入してください。

<収入計算表> (指定管理者記入欄)

<p>1 所得 =</p> <p style="text-align: right;">所得合計</p>	<p>3 公営住宅法に定める収入月額</p> <p>所得金額：</p> <p>- 控除金額：</p> <hr/> <p>収入年額：</p> <p>収入月額：</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin-left: 100px;"></div> <p>4 年度入居収入基準</p> <hr/> <p style="text-align: right;">円</p>
<p>2 控除額</p> <p>基礎控除振替額 円× 人=</p> <p>同居・扶養控除額 380,000円× 人=</p> <p>老人扶養控除額 100,000円× 人=</p> <p>特定扶養親族控除額 250,000円× 人=</p> <p>障害者控除額 270,000円× 人=</p> <p>特別障害者控除額 400,000円× 人=</p> <p>寡婦控除額 円× 人=</p> <p>ひとり親控除額 円× 人=</p> <p style="text-align: right;">控除額合計</p>	<p>5 入居収入基準 適合・不適合</p> <p>審査者名：</p>

(記 載 例 ~ 裏 面 も あ り ま す)

別記第1号様式 (第6条関係)

アパート・マンション名、
部屋番号を記入してくださ

ふりがなを記入してく
ださい

北海道営		宅 入 居 申 込 書						
申 込 者	現住所	帯広市西21条南3丁目16番地 Aアパート101					(ふりがな)	ほっかい たらう
	本籍地(国籍)	北海道帯広市西5条北1丁目3番地5					氏 名	北 海 太 郎
	電 話(自宅)	0155-24-1122	(会社等)	0155-21-2233				
道 営 住 宅 に 入 居 す る 者 等	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職 業	
	入居者	北海 太郎	本人	S40. 5. 25	48	(株)北海商事 帯広市西16南1	10.	会社員
	同 居 す る 者	花子	妻	S45. 12. 25	42	(株)北海建設 帯広市西16南2	11.	会社員
		次郎	子	H4. 4. 4	21		.	大学生
		三郎	子	H8. 8. 8	17		.	高校生
				.	.		.	
	別 居 扶 養 親 族	北海 道男	父	S11. 1. 1	78		.	
		道子	母	S11. 2. 2	77		.	
希 望 の 団 地 等	住 宅 区 分	一般住宅又は特定目的住宅 ・ 子育て世帯向け住宅						
	団地・地区名	〇〇 団地			間取り		階数	
	特定目的住宅 への入居希望	入居を 希望する・しない	希望する目的の住宅					
			特殊事情					
摘要	<p>特定目的住宅への入居希望欄は記載不要です</p> <p>希望の団地等については、団地名のみ記載してください</p> <p>申込みする部屋の間取りを記入してください</p>							

注 太枠の部分に記入

<収入計算表> (指定管理者記入欄)

1 所得	=	3 公営住宅法に定める収入月額	
	=		
2 控除額	基礎控除振替額	円× 人=	所得金額:
	同居・扶養控除額	380,000 円× 人=	— 控除金額:
	老人扶養控除額	100,000 円× 人=	収入年額:
	特定扶養親族控除額	250,000 円× 人=	収入月額:
	障害者控除額	270,000 円× 人=	4 年度入居収入基準
	特別障害者控除額	400,000 円× 人=	円
	寡婦控除額	円× 人=	5 入居収入基準
	ひとり親控除額	円× 人=	適合・不適合
	所得合計		審査者名:
	控除額合計		

給 与 証 明 書

北海道十勝総合振興局長 様

令和 年 月 日

住 所
 事業主氏名 印
 電話番号 (- -)
 給与担当者氏名

に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

(単位：円)

区 分		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合 計
給 与 の 内 訳	基本給													
	賞 与													
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当													
	手当													
	手当													
	合 計													

採 用 年 月 日
年 月 日

扶養親族の数				障害者の数		寡婦	ひとり親
配偶者	老 人	特 定	その他	特 別	その他		
有・無	人	人	人	人	人		

備 考	
--------	--

※ 記載上の注意事項

- 1 現在の勤務先における、申請直近までの12ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。
- 2 給与の支給期間が12ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。
- 3 非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。
- 4 代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

記載例

給与証明書

北海道十勝総合振興局長 様

令和 年 月 日

住 所 帯広市西〇〇条南〇〇丁目

事業主氏名 〇〇株式会社

電話番号 (0155-23-4567)

給与担当者氏名 十勝 花子

印

証明を受ける方の
氏名を記入。

必ず社印を押して
下さい。

北海 太郎 に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

(単位：円)

区 分	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	合 計
給 与 の 内 訳	基本給	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	960,000
	賞 与				50,000					100,000				150,000
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当	5,000	3,000	5,000				2,000	5,000	5,000			3,000	28,000
	手当													
	手当													
	合 計	85,000	83,000	85,000	130,000	80,000	80,000	82,000	85,000	185,000	80,000	83,000	80,000	1,138,000

採用年月日
〇〇年〇〇月〇〇日

扶養親族の数				障害者の数		寡婦	ひとり親
配偶者	老人	特定	その他	特 別	その他		
有 (無)	人	1 人	人	1 人	人		○

備 考	時給：750円
	平均勤務期間：5.5時間
	平均勤務日数：20日

※ 記載上の注意事項

- 現在の勤務先における、申請直近までの12ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。
- 給与の支給期間が12ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。
- 非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。
- 代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

該当する項目がある
場合記入。

勤め始めで支払い実績が
無い場合は、上記の様に
概算月額が算出できる様
に記載して下さい。

無職無収入申出書

私は、現在、無職となっており、収入の無いことを下記のとおり申し出いたします。

記

※直近の就業履歴及び現在の生計維持の方法についてお書きください。

令和 年 月 日

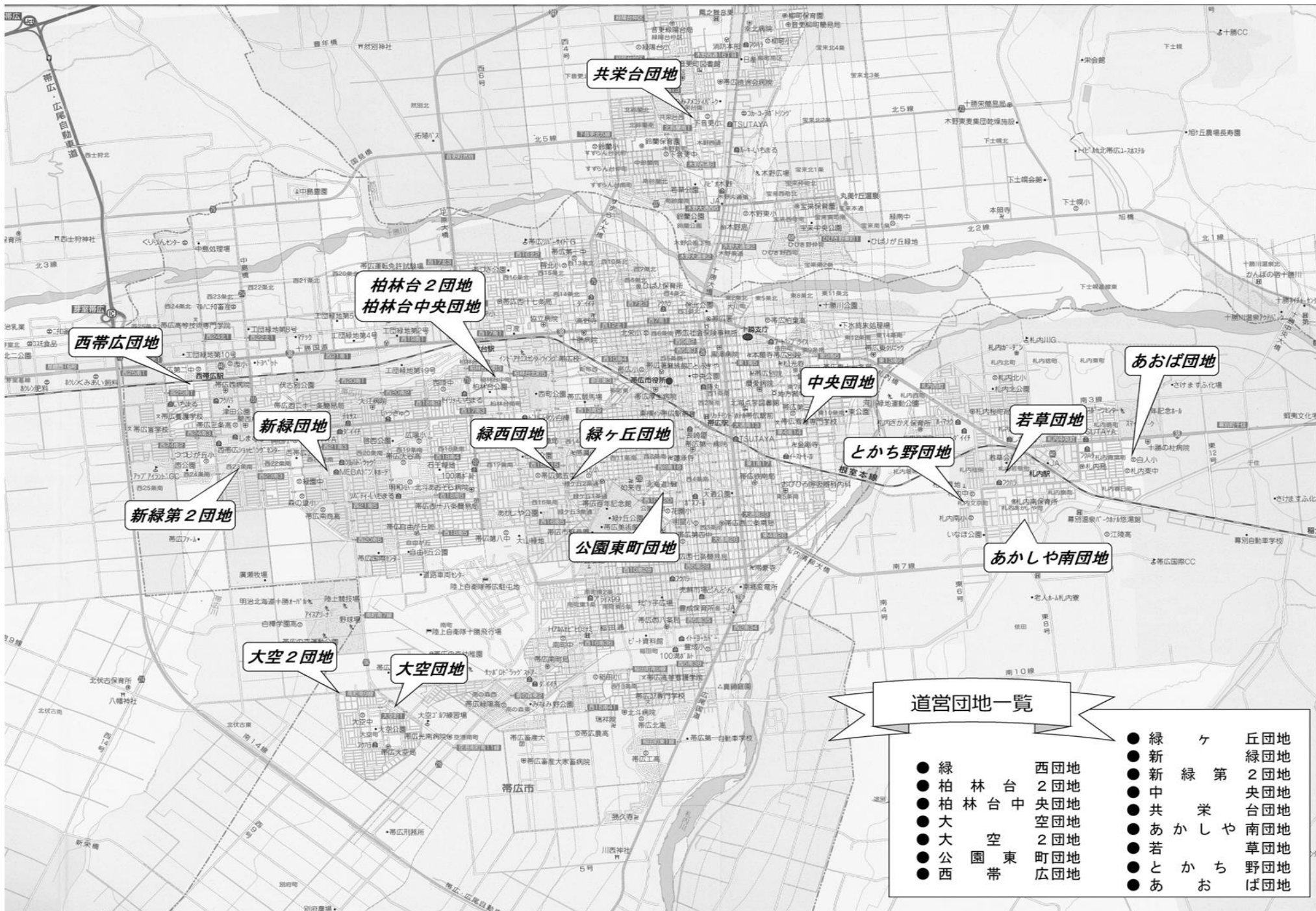
北海道十勝総合振興局長 様

住 所

氏 名

留意事項

- (注1) この申し出をしたのちに、就職等により収入を得ることとなった場合は、速やかに総合振興局長に申し出てください。
- (注2) この申し出を行った方については、税務関係機関への調査を行いますが、必要によってはあなたに事実関係の確認を行うことがあります。



道営団地一覧

- 緑ヶ丘団地
- 新緑第2団地
- 新緑中央団地
- 共栄台団地
- あかしや南団地
- 若草団地
- とかち野団地
- あおば団地
- 西帯広団地
- 新緑第2団地
- 大空団地
- 公園東町団地
- 緑西団地
- 緑ヶ丘団地
- 中央団地
- とかち野団地
- あかしや南団地
- 若草団地
- あおば団地
- 共栄台団地
- 柏林台中央団地
- 柏林台2団地

設 備 一 覧 表 (帯 広 市 内)

団地名	棟番号	エレベーター	共用玄関スロープ	バリアフリー	ガス	風呂釜・給湯器(浴室)		暖房設備				給湯器・コンロ(台所)		TVアンテナ
						風呂釜/給湯器	備考	ストーブ	灯油/ガス	煙突式/F F式	灯油タンク	給湯器	コンロ	
緑西	4～6号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式	無 (入居者が設置)	無	無	有 (共同)
柏林台2	20～21号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式	無 (入居者が設置)	無	無	有 (共同)
大空2	31・32・35号棟	有	有	無	LP	無	給湯器(追焚き有)	無	灯油	F F式	有 (集合タンク)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)
公園東町	1号棟	無	無	無	天然	無	給湯器(追焚き無)	無	灯油	煙突式	有 (集合タンク)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)
西帯広	1～3号棟	無	無	無	天然	無	給湯器(追焚き無)	無	灯油	煙突式	有 (集合タンク)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)
	4～6号棟	無	無	無	天然	無	給湯器(追焚き無)	無	灯油	煙突式	無 (入居者が設置)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)
緑ヶ丘	1～3号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式	無 (入居者が設置)	無	無	有 (共同)
	1号棟425号室	無	無	無	天然	無	給湯器(追焚き無)	無	灯油	煙突式	無 (入居者が設置)	無	無	有 (共同)
新緑	1～4号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式	有 (集合タンク)	無	無	有 (共同)
新緑第2	1～4号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式(F F式)	有 (集合タンク)	無	無	有 (共同)
	5～7号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式(F F式)	無 (入居者が設置)	無	無	有 (共同)
	8～9号棟	無	無	無	天然	無	給湯器(追焚き無)	無	灯油	F F式	無 (入居者が設置)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)
中央	1～3号棟	有	有	無	天然	T E S (ガス給湯暖房機) 設置済み。機器は帯広ガス所有につき、契約が必要です。						無	有 (共同)	
大空	1～6号棟	無	有	無	LP	有(北海道が設置)	給湯器(追焚き有)	無	灯油	F F式	有 (集合タンク)	有 (浴室と共用)	無	有 (共同)
柏林台中央	A・B棟	有	有	有	天然	無	給湯器(追焚き無)	無	灯油	F F式	有 (集合タンク)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)

注1) 電気は北海道電力(株)様(ほくでん契約センター ☎0120-12-6565)、水道は帯広市(上下水道部料金課料金係 ☎0155-65-4213)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。

注2) ガスは帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。

注3) 風呂釜・給湯器・ストーブ・コンロなどが無い団地については、各業者に確認し、入居者様負担で設置してください。

注4) 照明器具は備え付けられておりません(玄関・浴室・トイレ・洗面所・台所を除く)。入居者様各自で設置ください。

注5) 網戸は備え付けられておりません。入居者様各自で設置ください。

注6) カーテンレールは備え付けられておりません(大空2・中央・大空・柏林台中央団地を除く)。入居者様各自で設置ください。

設 備 一 覧 表 (音 更 町 内)

団 地 名	棟 番 号	エレ ベーター	共用 玄関 スロープ	バリ アフリ ー	ガス	風呂釜・給湯器 (浴室)		暖房設備				給湯器・コンロ (台所)		TV アンテナ
						風呂釜/給湯器	備考	ストーブ	灯油/ガス	煙突式/F F式	灯油タンク	給湯器	コンロ	
共栄台	1~4号棟	無	有	無	LP	有 (北海道が設置)	給湯器 (追焚き有)	無	灯油	FF式	有 (集合タンク)	有 (浴室と共用)	無	有 (共同)

注1) 電気は北海道電力(株)様(ほくでん契約センター☎0120-12-6565)、水道は音更町(建設水道部上下水道課料金係☎0155-42-2111)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。

注2) ガスは帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。

注3) 風呂釜・給湯器・ストーブ・コンロなどが無い団地については、各業者に確認し、入居者様負担で設置してください。

注4) 照明器具は備え付けられておりません(玄関・浴室・トイレ・洗面所・台所を除く)。入居者様各自で設置ください。

注5) 網戸は備え付けられておりません。入居者様各自で設置ください。

設 備 一 覧 表 (幕 別 町 内)

団地名	棟番号	エレベーター	共用玄関スロープ	バリアフリー	ガス	風呂釜・給湯器 (浴室)		暖房設備				給湯器・コンロ (台所)		TVアンテナ
						風呂釜/給湯器	備考	ストーブ	灯油/ガス	煙突式/F F式	灯油タンク	給湯器	コンロ	
あかしや南	1~6号棟	有	有	無	LP	無	給湯器 (追焚き無)	無	灯油	F F式	有 (集合タンク)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)
若草	1~6号棟	無	有	無	LP	無	給湯器 (追焚き無)	無	灯油	F F式	有 (集合タンク)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)
とち野	1号棟(一般)	無	有	有	LP	無	給湯器 (追焚き無)	無	灯油	F F式	有 (集合タンク)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)
	1号棟(シルバー)	無	有	有	LP	有 (北海道が設置)	電気温水器	無	灯油	F F式	有 (集合タンク)	有 (浴室と共用)	無	有 (共同)
あおば	1~4棟	無	無	無	LP	無	給湯器 (追焚き無)	無	灯油	F F式	有 (個別)	無 (浴室と共用)	無	有 (共同)

注1) 電気は北海道電力(株)様(ほくでん契約センター ☎0120-12-6565)、水道は幕別町(水道部水道課庶務係 ☎0155-54-6624)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。

注2) (あかしや南・とち野・あおば団地) ガスは帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。

注3) (若草団地1・3・5号棟) ガスは熱原帯広(株)様(☎0155-24-1241)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。

注4) (若草団地2・4・6号棟) ガスは北海道エア・ウォーター(株)様(☎0155-56-2024)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。

注5) 風呂釜・給湯器・ストーブ・コンロなどが無い団地については、各業者に確認し、入居者様負担で設置してください。

注6) 照明器具は備え付けられておりません(玄関・浴室・トイレ・洗面所・台所を除く)。入居者様各自で設置ください。

注7) 網戸は備え付けられておりません。(あおばは除く) 入居者様各自で設置ください。

お 問 い 合 わ せ 先

エーワン、創造設計舎コンソーシアム

〒080-0018 帯広市西8条南13丁目2番地

TEL 0155-22-2013 FAX 0155-27-3455

窓口受付時間 (平日) 午前8:45~午後7:00 (土・日・祝) 午前8:45~午後6:00 ※入居申込受付期間中は午前8:45~午後7:00

<http://www.obihiro-chintai.com/0/0/0/douei>

期限付入居(子育て世帯向け住宅)について

子育て世帯向け住宅は、一般の住宅とは異なり、現在子育てを行っている方向けの住宅として、可動間仕切りにより子どもの成長にあわせた部屋の広さに変更可能となる寝室など、子育てに配慮した施設が整備されているほか、幕別町の子育て支援施設において子育て世帯の交流や子育て相談を実施するなど、子育てを支援するためのサービスも提供することから、入居できる対象を小学校入学前のお子さんがいる方に限定することとしており、入居後お子さんが成長したときには、別の子育て世帯の方が新たに子育て支援を受けられるようにする必要があります。

このため、子育て世帯向け住宅の入居にあたっては、入居期限を付して入居許可することとし、入居されるみなさんには、入居期限までに住宅を明け渡していただきます。

なお、入居についての条件等は次のとおりです。

1. 入居出来る方

子育て世帯向け住宅の入居申込者は、次に掲げる要件をすべて満たす方となります。

- ①現に同居し、又は同居しようとする小学校就学前の子がいること。
- ②公営住宅法の定める政令月収が2万4千円以下であること。
- ③現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ④入居を予定する世帯員に暴力団員がいないこと。かつ、警察への照会について同意すること。

2. 入居期限について

入居期限は、入居の際に同居した小学校就学前のお子さんが12歳に達する年度の末日までとなります。(小学校を卒業する年度の末日まで。)

入居の時点で小学校就学前のお子さんが2人以上いる場合は、そのうち年齢が最も高いお子さんについて、入居期限が決定されます。

3. 住宅の明渡しについて

期限付入居決定は、入居期限が到来する日をもってその効力を失います。入居者は、入居期限が到来する日までに住宅を明け渡さなければなりません。

なお、入居期限が到来する1年前から6ヶ月前の間に、入居期限が到来する旨を通知します。

4. 入居期限の延長について

入居期限が到来する日において、12歳に達していないお子さん(小学校卒業前のお子さん)がいるとき(入居の際に、小学校就学前のお子さんが2人以上いた場合、入居中にお子さんが生まれた場合など)には、延長の申出により、入居期限を延長することができます。

延長後の入居期限は、小学校就学前のお子さんが12歳に達する年度の末日までとなります。(小学校を卒業する年度の末日まで。)

なお、延長後の期限を決定するにあたり、該当するお子さんが2人以上いる場合は、そのうち年齢が最も高いお子さんについて、延長後の入居期限が決定されます。

ただし、収入が基準を超えている場合や、家賃滞納等がある場合には延長の決定はできません。

5. 入居期限到来後の他の公営住宅への住み替えについて

入居期限が到来する日以降も引き続き子育て世帯向け住宅以外の公営住宅への入居を希望する場合には、住み替えすることができます。

なお、住み替えに必要な費用は入居者負担となります。

また、収入が基準を超える場合や家賃滞納等がある場合には住み替えることはできません。

6. 意向調査について

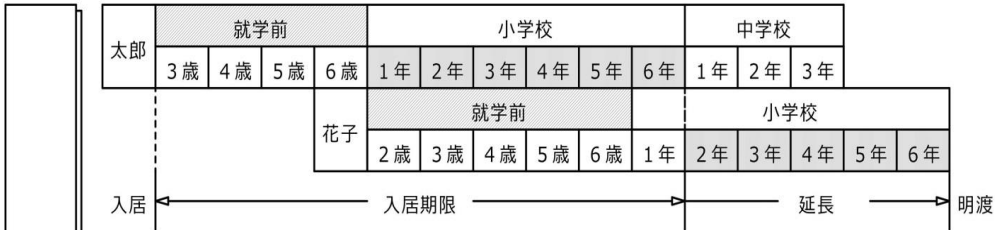
上記4及び5による入居期限の延長や他の公営住宅への住み替えに配慮するため、入居期限が到来するおおむね1年前に、入居期限の延長や他の公営住宅への住み替えについて意向調査を行います。

○ 入居時に子供2人の場合

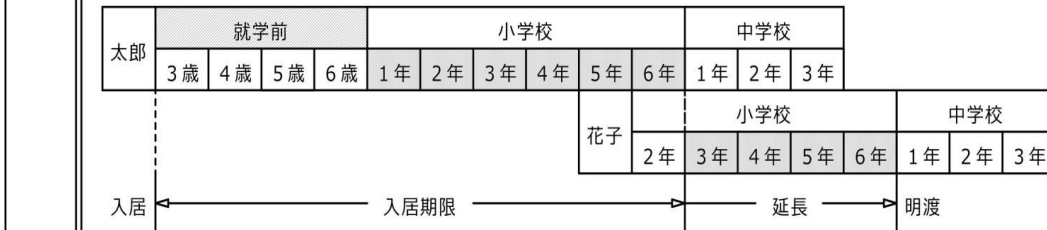


入居後、世帯の状態が変化しない場合

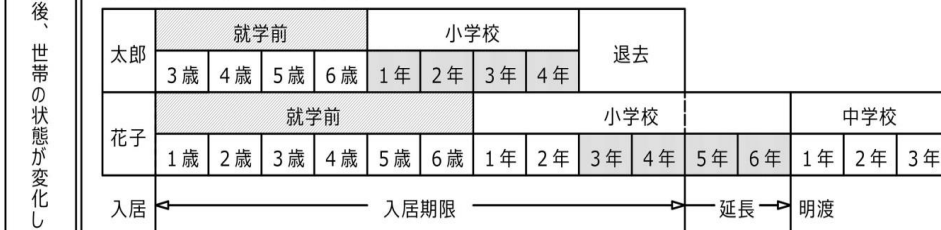
○ 花子が生まれた



○ 花子と同居することになった

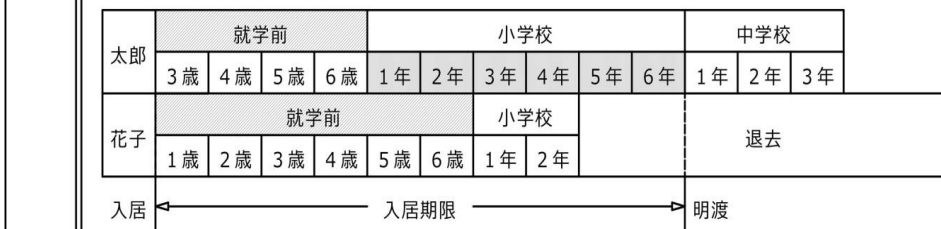


○ 太郎が退去することになった



入居後、世帯の状態が変化した場合

○ 花子が退去することになった



○ 太郎と花子が退去することになった

